

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都足立区

2 構造改革特別区域の名称

障害者社会生活えんじょい特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都足立区の全域

4 構造改革特別区域計画の特性

足立区における平成15年4月1日現在の人口は641,788人である。そのうち身体障害者手帳所持者は18,366名、療育手帳（愛の手帳）所持者は2,585名、18歳未満の児童で身体障害者手帳または療育手帳を所持しているのは1,124名となっている。管内人口が横ばいで推移する中で、障害児者数は増加傾向にある。

足立区の福祉特性として、手帳所持者が23区でトップであるということが挙げられる。その理由としては、養護学校、施設、病院などの障害者関連施設が多いこと、都営住宅が多く、ポイント方式や優遇抽選制度により心身障害者が入居しやすいこと、東京都及び足立区の福祉施策が、隣接県・市の施策より充実していることが考えられる。

今後区としては、障害者の雇用を含む社会生活での自立支援を一層強化していく。それには、障害者が自ら努力し、また地域の理解と協力を得て、「働く」「暮らす」「余暇を楽しむ」を充実させられる環境を整備することが重要である。

その手始めとして、障害児施設における調理業務の外部委託を実施する。当区内には知的障害児通園施設が、区立1か所、民営1か所、肢体不自由児通園施設が都立で1か所あり、管内の障害児の療育訓練にあたっている。区はこれまで通園デイサービス事業として幼児通園施設を運営してきたが、本年4月に障害福祉センターの新設を契機に、法内施設化を図り運営を開始したところである。障害児の早期発見・療育については、保健総合センター等関係機関が連携し進めてきたが、他県からの転入者も多く、更なる療育・訓練体制の拡充が求められている。

また当区は、行革先進自治体として様々な分野で民間委託を進めている。調理業務については昭和59年から民間委託を開始し、小中学校は全校（112校）で、乳児等に対するきめ細やかな対応を必要とする保育園についても計画的に進めており、現在60園中26園で民間委託を実施してきた。こ

れまでの民間委託の実績から、民間事業者の受け皿も多く、また、食事の加工が必要な児童への対応についてもきめ細やかな配慮が可能となっている。成人の障害施設においても民間事業者による給食の提供が行われており、摂食障害を持つ重度の身体障害者に対する食事提供のノウハウも、十分蓄積されていると考える。

5 構造改革特別区域計画の意義

社会福祉基礎構造改革の流れの中で、高齢者、障害者の福祉サービスの利用が利用者と事業者との契約によることになった。当区は適正な競い合いが福祉サービスの質の向上を導くという考えに立って、介護保険制度の導入以来、市場の活性化とサービスの質の向上を目指している。行政は市場の監視に責任をもち、限られた財源を効率的に執行し多様な区民ニーズに対応することが求められている。当区では、民間企業が持つ事業意欲、活力やノウハウは十分蓄積されている。このような状況の中、本計画を設定することは、障害者が地域の中で社会生活を楽しむことができる社会づくりを現実的なものとしている。

給食調理業務では、実施にあたり「民間ができることは民間に任せる」ことを基本に、区立知的障害児通園施設の調理業務を民間に委託する。これにより市場の拡大と民間雇用の創出を図ることができる。また、通園児にはきめ細やかな配慮をしつつ、民間の活力による多種多様な食事の提供が実施できる。これは区内にある民間施設、都立施設についても、同様の展開が図れるものと思われる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の実現には、特例事業である「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業」を積極的に展開するとともに、障害者の雇用を含む社会生活での自立支援を一層強化し、障害者が自ら努力し「働く」「暮らす」「余暇を楽しむ」を充実させられる環境を整備することが重要である。

障害をもつ人のニーズは、障害の種類や程度のほか、それぞれの人生設計やライフステージ、生活様式などによりさまざまである。当区は、「地域保健福祉計画」の施策の大綱で、障害者が地域社会の中で自立した生活を営むための施策を掲げている。障害者が自立した生活ができるよう、情報提供、相談、在宅福祉サービス、就労支援、施設福祉、福祉のまちづくりなどに取り組んでいる。

平成15年4月から支援費支給制度が実施され、必要なサービス、必要なときに、身近なところで、自ら選択して利用できるように、相談体制の整備や多様なサービス供給主体の育成・支援は急務である。

当区での、当面の課題は 地域生活支援サービスの充実 サービス提供の仕組みの見直し 専門的・中核的な機関の整備である。 については、適切なサービスが利用できるための情報提供・相談、在宅生活を支えるホームヘルプサービス、ショートステイなどの充実、地域に住みつづけた

めのグループホームの整備、充実した生活を送るための就労支援、自由に移動し社会参加するための福祉のまちづくりなど進めている。 については、専門的・中核的な機関として、平成15年4月、障害福祉センターを開設し、障害者の相談にきめ細かく応じ、様々なサービスを組み合わせ効果的に利用できるよう支援するケアマネジメント機関と障害者の職場開拓や職場定着などを行う就労支援機能をもった障害福祉センターが開設した。

このように障害を持っていても身近な地域で福祉サービスを利用しながら、いきいきと暮らせる社会づくりを目指している。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業である肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託では、障害児施設の調理業務を民間委託することで、提供される給食の質の向上を図るとともに、通園児には、より安全で良質な食事を提供する。また、当区においては、民間事業者へ委託することにより、職員定数の抑制と経費の削減を図ることができる。

区立施設において調理業務の外部委託を実施した場合、民間では最低4人の雇用が創出できる。これを区の財政面から見ると直営の調理業務では、約3,500万円の支出が予定される。これに対して外部委託では、約1,600万円の支出に留まるものと思われる。

調理業務の委託により削減できた財源および人材を、障害者のケアマネジメントの支援に投入し、利用者主体の社会福祉の構造改革を推進していく。具体的には、障害者自立生活支援センターに従事する職員の人件費として、民間の社会福祉法人に補助していく。そのことにより、足立区内に新たに2カ所の自立生活支援センターが設置でき、既存の自立生活支援センターと合わせて3箇所が連携して推進する体制が整備できる。このことにより障害者が社会生活をえんじょいできる地域社会の実現を推進できる。

また雇用では、区の障害者就労支援の機能に加え、公共職業安定所の機能である職業紹介や雇用情報の提供等を行い、企業の期待する人材を紹介することで、企業の障害者雇用の活性化が見込まれる。

8 特定事業の名称

肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業(909)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

ノーマライゼーションという理念が社会に定着しつつある。これは、障害を持つ人も、持たない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支えながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え

方である。そして社会生活の中心は障害があってもなくても働くことにありと考える。構造改革特別区域計画の今後の展開について、障害者が生まれ育った地域で、多様な働き方を創造していくことは、「障害者社会生活えんじょい特区」の意義や目標の実現にとって重要な柱である。

目標に向かい、本特定事業である「肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業」と合わせて次の施策を行っていく。

(1) 就労促進訓練事業

障害者の雇用分野で障害者の働く意欲と努力が雇用につながる施策を充実させていく。そのため障害者やその家族が企業への就労を希望する場合に、区市町村障害者就労支援の機能である就労支援、生活支援の役割に加え、公共職業安定所の機能である職業紹介、雇用情報の提供、職場適応訓練の斡旋等就労斡旋業務を行っていく。これにより迅速かつ適正な雇用関係の成立人材のミスマッチの解消が図られ、区は企業の期待する人材を紹介することができ、企業の障害者雇用の活性化が期待できる。

(2) 障害者向け住宅の確保

障害者が生まれ育った地域に生活するため住宅の確保を図っていく。このため都営住宅のポイント方式や優遇抽選制度の周知を図っていく。ポイント方式は、障害者の住宅困窮度に応じて入居資格審査を受ける制度であり、優遇抽選制度は障害の程度で一般入居者より優先的に入居できる制度である。

障害者が働くこと、生まれ育った地域に住むことは「障害者社会生活えんじょい特区」の目標を達成する重要な障害福祉施策である。

別紙

1 特定事業の名称

番 号 909
特定事業の名称 肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の知的障害児通園施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

足立区障害福祉センター内に設置する知的障害児通園施設（H16に設置予定）が、通園児に対し提供する昼食等の調理業務を民間調理事業者に委託する。

5 当該規制の特例措置の内容

「民間ができることは民間に任せる」を基本に、区立知的障害児通園施設の調理業務を民間に委託する。東京都内には、給食調理業務に関し、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や食事の加工などきめ細やかな配慮ができる民間事業者が多数存在するので、外部委託の実現は可能である。これにより雇用の創出と行政の経費削減が図られる。しかし安易に外部委託に頼ることなく、施設目的に合った給食の提供が行われるように常に調理業務に関心を示すことも必要である。

給食調理を委託するにあたっては、個々の障害に応じたきめ細かな給食内容を実現するため、次の項目に特に配慮する。

1. 委託にあたっては、区契約条項に基づき競争入札を行い、事業者を選定する（区・契約課へ依頼）。
2. 栄養基準や献立の作成基準が遵守されているか定期的に栄養士会議、献立会議を開催し、必要に応じて指導・指示をする。
3. 個別の障害児の摂食状況に応じた食材の選定や加工（きざみ食、流動食・

経管栄養等)が契約内容どおりに行われているか検食や指導給食をとおして確認する。

- 4 . 暖かい家庭的な雰囲気ですることができるように食堂の環境を整備する。
- 5 . 月2回程度同じ献立にするサイクル献立などを業者に提案し、通園児が味に関心の持てる食事を提供してもらおう。
- 6 . 給食の評価、残り状況などを斟酌し、次の献立に反映するよう給食会議、アンケート調査などを実施する。
- 7 . 食材は原則として原材料を使用し、インスタント食品、半製品は使用しないよう仕様書に盛り込む。
- 8 . 通園児にとって高度な味・栄養・品質を維持できる食材を調達するよう仕様書に盛り込む。